

令和6年7月24日からの大雨にかかる災害
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度【概要】
(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)

制度の概要

この制度は、災害により住宅が一定の被害(大規模半壊、中規模半壊、半壊または準半壊)を受け、自ら修理する資力のない世帯を対象に、被災した住宅の居室・台所・トイレなどの日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市が修理業者に依頼し、修理費用を直接業者に支払う制度です。

応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所が対象となります。

- ・居室、台所、トイレ等の日常生活に必要不可欠な最小限度の部分
- ・日常生活に欠くことができない破損箇所で、緊急に応急修理が必要な部分

【優先度】①屋根、基礎、柱・梁、内外壁、②床等の基本部分、ドア、窓等の開口部、
③上下水道管や電気・ガス等の配管・配線、④便器等の衛生設備

〈ポイント〉

- ・大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・住家が対象です。納屋や車庫、空き家等とは対象になりません。
- ・写真の撮影(修理前、修理中、修理後)は必須です。
- ・台所、トイレなど住宅設備等のグレードアップは対象になりません。
- ・住宅設備等は、取換前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・エアコン等の家電製品の修理は対象とはなりません。

注 意

- ◎個人が修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度を利用できなくなるため、ご注意ください。
- ◎この制度を利用するには、修理前の被害状況がわかる写真が必要となりますので、必ず「写真」を撮影しておいてください。
(カメラが無い場合は、スマートフォンの撮影でも構いません。)

限度額(1世帯当たり)

- ・「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」 **717,000 円以内**
- ・半壊に準ずる程度の損傷「準半壊」 **348,000 円以内**

※限度額を超える場合や対象外工事の費用は、自己契約・自己負担となります。

対象者 以下の要件をすべて満たす方(世帯)

1. 由利本荘市にお住まいの方(被災住宅の居住者等)
2. 住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること
※被害の程度は、由利本荘市が発行する「罹災証明書」をご確認ください。
※「全壊」であっても修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象と
なることがあります。
3. 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
4. 自ら修理を行う資力が無いこと

申込時に必要な書類

- (1) 災害救助法の住宅の応急修理申込書(様式第1号)
- (2) 罹災証明書(写し可)
- (3) 修理前の被害状況がわかる写真
- (4) 修理見積書(様式第3号)
- (5) 見積内訳明細書(業者様式)
- (6) 資力に関する申出書(様式第2号)
- (7) 住宅の被害状況に関する申出書(住宅の応急修理に関する参考書類)
- (8) 住宅の応急修理チェックリスト
- (9) その他必要に応じ添付する書類

申込方法

- ・応急修理申込書に必要書類を添付し、受付窓口まで提出してください。
(具体的な手続きの流れは別紙を参考にしてください。)
- ・受付窓口 由利本荘市建築住宅課、最寄りの総合支所産業建設課
(申込内容の確認、審査は建築住宅課で行います。)
- ・申込受付 令和6年8月19日(月)から

施工業者について

- ・施工業者をお探しの方には、協力いただける業者を紹介します。
- ・修理の相談、施工のご依頼を受けられた業者へ、応急修理の制度、対象工事、
必要書類の作成、契約手続き等についてご説明しますので、建築住宅課までお問
い合わせ又はご来庁をお願いします。

工事完了期限

令和7年7月24日(木曜日)まで

工事の完了報告について

応急修理の工事が完了しましたら、工事完了報告書を提出していただきます。
完了検査後、施工業者からの請求に基づき修理費用をお支払いします。

ご相談・お問い合わせ先

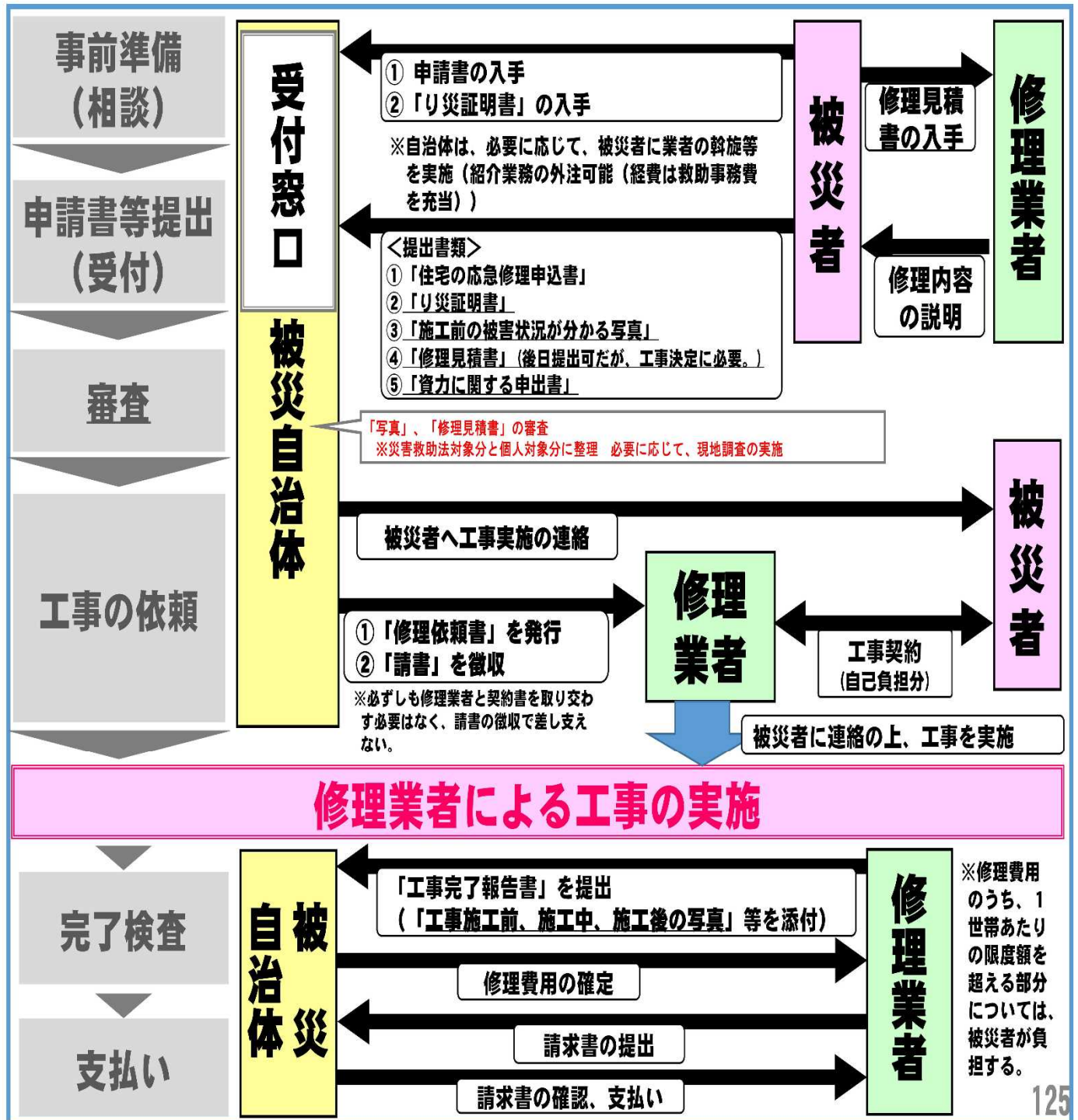
由利本荘市建設部 建築住宅課

(〒015-0801 由利本荘市美倉町27-2 市役所第二庁舎)

電話0184-24-6334/FAX0184-24-1599

e-mail:kentiku@city.yurihonjo.lg.jp

手続きの流れ



災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

＜撮影上の留意点＞

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

＜修理業者の方にもお伝えください＞

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

